

Supported by  日本 THE NIPPON  
財團 FOUNDATION

2020年(令和2年)9月作成

# 船舶設備関係法令及び規則

【資格更新研修用テキスト（強電）】

船舶電装管理者

主任船舶電装士

船舶電装士

一般社団法人 日本船舶電装協会

## 目 次

I 船舶設備規程（関連抜粋） .....	- 1 -
[1] 第6編 電気設備.....	- 1 -
第1章 総則（定義及び性能一般） .....	- 1 -
第2章 発電及び変電設備 .....	- 27 -
第1節 通則 .....	- 27 -
第2節 発電機.....	- 37 -
第3節 蓄電池.....	- 48 -
第4節 変圧器.....	- 53 -
第3章 配電設備.....	- 57 -
第1節 配電盤.....	- 57 -
第2節 配電器具.....	- 63 -
第4章 電路.....	- 66 -
第1節 電線 .....	- 66 -
第2節 配電工事 .....	- 68 -
第3節 接地 .....	- 85 -
第5章 電気利用設備 .....	- 88 -
第1節 照明設備 .....	- 88 -
第2節 動力設備 .....	- 94 -
第3節 電熱設備 .....	- 105 -
第4節 通信及び信号設備 .....	- 106 -
第6章 非常電源等 .....	- 109 -
第7章 引火性液体を運送する船舶の電気設備 .....	- 127 -
第8章 ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備 .....	- 136 -
第9章 燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船の電気設備 .....	- 137 -
[2] 脱出設備、操舵設備、航海用具 .....	- 140 -
「1」 脱出設備 .....	- 140 -
「2」 操舵設備 .....	- 150 -
「3」 航海用具 .....	- 160 -
[3] 無線電信等の施設 .....	- 204 -
II 危険物船舶運送及び貯蔵規則（関連抜粋） .....	- 210 -
第2編 危険物の運送 .....	- 210 -
第1章 通則 .....	- 210 -
第3章 ばら積み液体危険物の運送 .....	- 211 -
第2節 液化ガス物質 .....	- 211 -
第3節 液体化学薬品 .....	- 211 -
III 船舶救命設備規則（関連抜粋） .....	- 219 -

第1章 総則	- 219 -
第2章 救命設備の要件	- 220 -
第3章 救命設備の備付数量	- 229 -
第4章 救命設備の積付方法	- 232 -
<b>IV 船舶消防設備規則（関連抜粋）</b>	- 234 -
<b>第2章 消防設備の備付数量及び備付方法</b>	- 234 -
<b>第1節 第1種船及び第2種船</b>	- 234 -
<b>第2節 第3種船及び第4種船</b>	- 244 -
<b>V 船舶防火構造規則（関連抜粋）</b>	- 247 -
<b>VI 船舶自動化設備特殊規則</b>	- 249 -
<b>第1章 総則</b>	- 249 -
<b>第2章 機関</b>	- 249 -
<b>第3章 設備</b>	- 252 -
<b>VII 漁船特殊規程（関連抜粋）</b>	- 260 -
<b>第1章 総則</b>	- 260 -
<b>第3章 設備</b>	- 260 -
<b>第1節 救命設備</b>	- 260 -
<b>第3節 其の他の設備</b>	- 260 -
<b>VIII 小型船舶安全規則（関連抜粋）</b>	- 267 -
[1] 第1章 総則	- 267 -
[2] 第6章 救命設備	- 273 -
[3] 第9章 航海用具	- 274 -
[4] 第10章 電気設備	- 286 -
<b>第1節 通則</b>	- 286 -
<b>第2節 蓄電池</b>	- 289 -
<b>第3節 配電盤</b>	- 290 -
<b>第4節 電路</b>	- 291 -
<b>第5節 電気利用設備</b>	- 292 -
[5] 第14章 特殊小型船舶に関する特則	- 294 -
<b>IX 小型漁船安全規則（関連抜粋）</b>	- 295 -
[1] 第1章 総則	- 295 -
[2] 第6章 救命設備	- 296 -
[3] 第9章 航海用具	- 297 -
[4] 第10章 電気設備	- 301 -
<b>X 電気設備の検査</b>	- 305 -
[1] 検査の種類	- 305 -

〔A〕 定期検査 .....	- 305 -
〔B〕 中間検査 .....	- 305 -
〔C〕 臨時検査 .....	- 306 -
〔D〕 臨時航行検査 .....	- 306 -
〔E〕 予備検査 .....	- 307 -
[2] 用語の意義 .....	- 307 -
〔A〕 旅客船 .....	- 307 -
〔B〕 国際航海 .....	- 307 -
〔C〕 特殊船 .....	- 307 -
〔D〕 小型兼用船 .....	- 307 -
〔E〕 小型船舶 .....	- 307 -
〔F〕 小型漁船 .....	- 308 -
〔G〕 航行区域 .....	- 308 -
〔H〕 従業制限 .....	- 308 -
[3] 検査の準備 .....	- 309 -
〔A〕 定期検査の準備 .....	- 309 -
〔B〕 第1種中間検査の準備 .....	- 309 -
〔C〕 第2種中間検査の準備 .....	- 309 -
〔D〕 予備検査の準備 .....	- 309 -
[4] 船舶検査の方法（国土交通省、電気設備関係抜粋） .....	- 309 -
B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査 .....	- 309 -
第1章 第1回定期検査等 .....	- 309 -
第2章 定期的検査等 .....	- 316 -
C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査 .....	- 320 -
第1章 第1回定期検査等 .....	- 320 -
第2章 定期的検査等 .....	- 321 -
C-2編 快遊艇等及びこれに備える物件の検査 .....	- 322 -
第1章 第1回定期検査等 .....	- 322 -
第2章 定期検査等 .....	- 322 -
S編 検査の特例（電気ぎ装工事関係） .....	- 324 -
[5] 検査の実施方法に関する細則（日本小型船舶検査機構） .....	- 326 -
〈第2編 小型船舶の検査の実施方法に関する細則〉 .....	- 326 -
〈第5編 小型漁船の検査の実施方法に関する細則〉 .....	- 330 -
第2章 船舶検査の実施方法 .....	- 330 -
XI 索引 .....	- 332 -